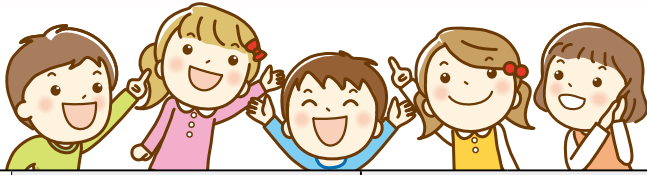


# 児童手当などの手続きをしましょう



問い合わせ／こども家庭課（市役所4階）

☎55-2738 FAX51-0247

	受給資格者など	請求者の所得制限など	手当の月額など		申請に必要なもの			
児童手当	0歳～中学3年修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人	所得制限限度額は、扶養人数によって異なります。所得額は、給与収入の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の額です。また、その額から医療費控除額などが控除されます。	<b>所得制限限度額未満の場合【3歳未満】</b> 一律 1万5,000円 <b>【3歳以上小学6年生まで】</b> 3人目以降 1万5,000円 1人目・2人目 1万円 <b>【中学生】</b> 一律 1万円 <b>所得制限限度額以上の場合</b> 一律 5,000円		<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●申請者の健康保険証もしくは年金加入証明書（用紙はこども家庭課へ）</li> <li>●申請者の個人番号カードもしくは通知カード及び運転免許証などの顔写真つき身分証明書</li> <li>●配偶者の個人番号カードもしくは通知カード</li> </ul>			
		<table border="1"> <tr> <th>扶養人数(例)</th> <th>所得制限限度額</th> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>774万円</td> </tr> </table>	扶養人数(例)	所得制限限度額	2人	698万円	4人	774万円
扶養人数(例)	所得制限限度額							
2人	698万円							
4人	774万円							
児童扶養手当	次に該当する18歳以下（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者	例）扶養人数2人の場合の所得制限限度額 125万円	<b>児童1人</b> 4万2,910円	2人目 所得に応じて 5,070円～ 1万140円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子家庭等の確認書</li> <li>●申請者と児童の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）</li> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●申請者の健康保険証</li> <li>●申請者の年金手帳</li> </ul> ※申請者本人による事前相談が必要です。			
	●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ●父または母が重度の障害の状態にある ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている	例）扶養人数2人の場合の所得制限限度額 268万円		<b>児童1人</b> 所得に応じて 1万120円～ 4万2,900円		3人目以降 所得に応じて 3,040円～ 6,080円		
母子家庭等医療費	次に該当する20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者及び20歳未満の児童	所得税が課せられていない世帯 ※所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数や、寡婦（夫）控除のみなし適用により、対象になる場合があります。	助成の範囲		<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●健康保険証（対象者全員分）</li> </ul>			
	●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ●父または母が重度の障害の状態にある ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている	なし	保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補填された医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象にならないもの（個室使用料・健康診断料・容器代など）は助成対象外です。					
こども医療費	対象年齢	自己負担金			<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●母子手帳</li> <li>●子どもの健康保険証</li> <li>●請求者の個人番号カードもしくは通知カード及び運転免許証などの顔写真つき身分証明書</li> </ul>			
	0歳から18歳到達後最初の3月31日まで	通院の場合 <b>1回 500円</b> 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。	入院の場合 <b>なし</b> （食事療養標準負担額を含む）	処方箋の交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありません。				

※申請済みの人は、手続きは不要。「児童扶養手当」と「母子家庭等医療費」の手続きは、申請者本人がこども家庭課へ。

※どの制度も、申請内容により、欄内の項目以外のもが必要になる場合があります。詳しくはこども家庭課へ。